

平成 24 年 6 月 9 日

復興庁

環境省

県民の健康管理及び健康不安対策について

1. 福島県による県民の健康管理事業

- (1) 全県民について、被ばく放射線量の推定評価を実施中。
- (2) 避難区域等の住民について毎年詳細な健康診査を行い、それらに基づき、健康相談、精密検査等が行われている。
- (3) 上記の調査を継続して実施するとともに、長期にわたって、これらの結果を把握、分析する。

2. 国の責任

- (1) 国は、県民健康管理事業に必要な資金について福島県の基金に出資するなどしてきており、今後とも、これらの健康管理について責任を持って対応する。
- (2) 国は、今般の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療等の措置を講ずる。

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）抄

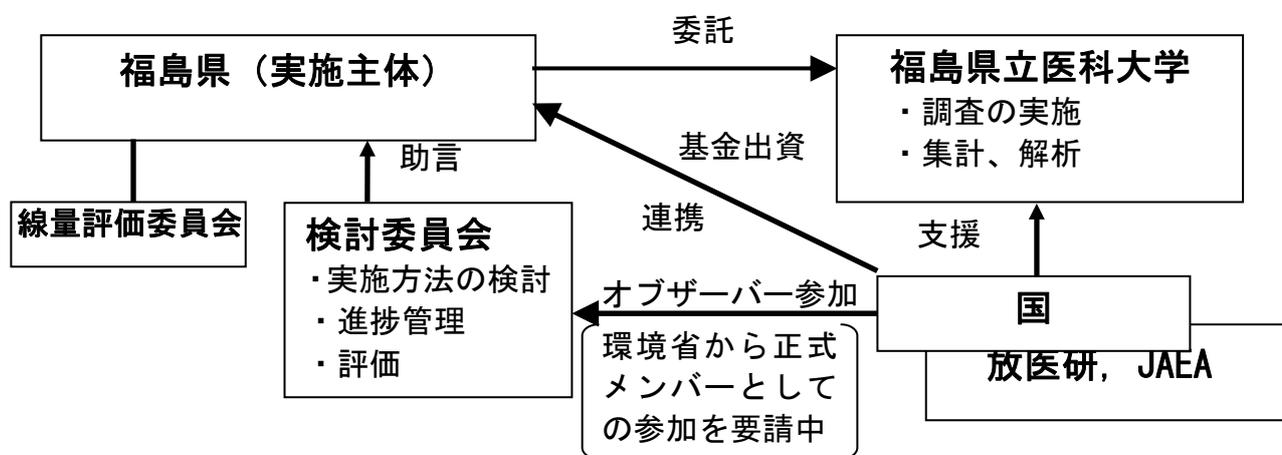
（保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置）

第六十五条 国は、原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずるため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- (3) 国は、東電福島第一原事故の被災者をはじめとする国民が抱える放射線による健康不安対策として、必要となる施策の全体像を明らかにするアクションプランを策定し、政府一丸となって、健康不安対策の確実な実施に取り組む。

福島県による「県民健康管理調査」事業の概要

1. 実施体制



2. 調査内容

(1) 基本調査：

○対象者：全県民

○調査内容：行動記録による被ばく線量の推計評価、食事の状況等の把握のための問診票の発送・回収

○実施頻度：1回限り

○調査開始時期：先行調査地域（浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区）への問診票の発送は平成23年6月末

全県民への問診票発送は平成23年8月末

○実施状況：先行調査地域については、対象者約2万9千人に問診票を送付済み。回収率は約55.0%（平成24年3月31日現在）

全県民については、約202万人に対しほぼ発送済み。回収率は約21.9%（平成24年3月31日現在）

(2) 詳細調査：

①甲状腺超音波検査

○対象者：全県域の0～18歳

○調査内容：甲状腺超音波検査

○実施頻度：平成26年3月までに全員に先行検査（現状確認のための検査）を実施後、20歳までは2年に1回、その後は5年に1回。

○調査開始時期：平成23年10月9日

○実施状況：平成24年3月31日現在38,114人実施済み

②一般健康診査

○対象者：全県民

○調査内容：避難区域等の住民及び基本調査の結果必要と認められた住民：一般健診項目
＋白血球分画

上記以外の住民：一般健診項目

○実施頻度：毎年実施

○調査開始時期：平成 23 年 10 月 9 日

○実施状況：平成 24 年 3 月 31 日現在 38,114 人実施済み

③こころの健康度・生活習慣に関する調査

○対象者：避難区域等の住民

○調査内容：調査票の発送・回収

○実施頻度：適宜

○調査開始時期：平成 24 年 1 月 18 日

○調査実施状況：210,189 人に送付済み、回収率 42.2%（平成 24 年 3 月 31 日現在）

④妊産婦に関する調査

○対象者：平成 22 年 8 月 1 日～平成 23 年 7 月 31 日までに母子健康手帳の交付申請を行った全県域の妊産婦

○調査内容：調査票の発送・回収

○調査頻度：1 回実施後、要支援者に相談等を実施。

○調査開始時期：平成 24 年 1 月 18 日

○調査実施状況：15,954 人に送付済み、回収率 55.7%（平成 24 年 3 月 31 日現在）

原子力被災者等の健康不安に関するアクションプラン概要

平成24年6月9日
環 境 省

1. 概要及びポイント

- ・平成24年5月31日、原子力被災者等の健康不安対策調整会議（議長：細野豪志環境大臣）が決定。
- ・東電福島第一原発事故の被災者をはじめとする国民が抱える放射線による健康不安対策として、必要となる施策の全体像を明らかにし、政府一丸となって健康不安対策の確実な実施に取り組むべく策定。
- ・住民自らが参加し、自らの行動を決定していくことに資する。

2. アクションプランの重点施策

- (1) 関係者の連携、共通理解の醸成
 - ・健康不安対策調整会議の開催、国と地方公共団体等との情報交換
 - ・情報を一元的に提供するポータルサイトの設置・運営
- (2) 放射線影響等の係る人材育成、国民とのコミュニケーション等
 - ・放射線の健康影響等に関する国の統一的な基礎資料の作成・情報発信
 - ・保健医療福祉関係者や教育関係者等の人材の育成
- (3) 放射線影響等に係る拠点の整備、連携強化
 - ・福島県民健康管理センターを拠点として位置づけ
- (4) 国際的な連携強化
 - ・チェルノブイリ原発被災国との情報交換や研究協力等
 - ・国際機関との協力関係の構築

3. 今後の進め方

- ・関係省庁等における健康不安対策関連の予算や施策を適宜とりまとめ公表
- ・進捗状況を点検するとともに、最新の科学的知見等を踏まえ、アクションプランを適宜更新。

健康不安に関するアクションプランに係る施策の例

～拠点等の整備の例～



国際的な連携強化

保健医療関係者に対する放射線の健康影響に関する研修を実施



心のケアセンター等との連携



県民健康管理センター

(放射線による健康不安対策の中心拠点)



住民参加型プログラムのモデル実施



統一的な資料の作成



● 心のケアセンター



平成24年度国実施予定の事業